

独立行政法人自動車事故対策機構法施行令新旧対照条文

国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人） 第九条の二 法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。 一～九十（略） 九十一 独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第八十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧自動車事故対策センター 九十二～百四十七（略）</p> <p>（法第七条の三第一項に規定する政令で定める法人） 第九条の四 法第七条の三第一項に規定する政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。 一～三十七（略） 三十八 独立行政法人自動車事故対策機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧自動車事故対策センター 三十九～八十（略）</p>	<p>（法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人） 第九条の二 法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。 一～九十（略） 九十一 自動車事故対策センター 九十二～百四十七（略）</p> <p>（法第七条の三第一項に規定する政令で定める法人） 第九条の四 法第七条の三第一項に規定する政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。 一～三十七（略） 三十八 自動車事故対策センター 三十九～八十（略）</p>

改 正 案

現 行

（継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲）

第四十三条 法第二百二十四条の二第一項に規定する公庫等（以下「公庫等」という。）に該当する同項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一～四（略）

五 平和祈念事業特別基金、総合研究開発機構、海洋科学技術センター、自動車安全運転センター、預金保険機構、日本万国博覧会記念協会、通関情報処理センター（航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成三年法律第十八号）による改正前の航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第六条の航空貨物通関情報処理センターを含む。）、産業基盤整備基金（特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十三号）による改正前の特定不況産業安定臨時措置法（昭和五十三年法律第四十四号）第十三条の特定不況産業信用基金、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号）附則第七条第五項の規定により解散した旧特定産業信用基金及び産業構造転換円滑化臨時措置法（昭和六十二年法律第二十四号）附則第四条の規定による改正前の民間事業者の能力の活用によ

（継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲）

第四十三条 法第二百二十四条の二第一項に規定する公庫等（以下「公庫等」という。）に該当する同項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一～四（略）

五 平和祈念事業特別基金、総合研究開発機構、海洋科学技術センター、自動車安全運転センター、預金保険機構、日本万国博覧会記念協会、通関情報処理センター（航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成三年法律第十八号）による改正前の航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第六条の航空貨物通関情報処理センターを含む。）、産業基盤整備基金（特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十三号）による改正前の特定不況産業安定臨時措置法（昭和五十三年法律第四十四号）第十三条の特定不況産業信用基金、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号）附則第七条第五項の規定により解散した旧特定産業信用基金及び産業構造転換円滑化臨時措置法（昭和六十二年法律第二十四号）附則第四条の規定による改正前の民間事業者の能力の活用によ

る特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第十四条の産業基盤信用基金を含む。）、厚生年金基金連合会、国民年金基金連合会、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構（医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第三十二号）による改正前の医薬品副作用被害救済基金法（昭和五十四年法律第五十五号）第一条の医薬品副作用被害救済基金及び薬事法及び医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部を改正する法律（平成五年法律第二十七号）による改正前の医薬品副作用被害救済・研究振興基金法第一条の医薬品副作用被害救済・研究振興基金を含む。）、農林漁業信用基金（農林漁業信用基金法（昭和六十二年法律第七十九号）附則第三条第一項の規定により解散した旧林業信用基金及び同法附則第七条第三項の規定により解散した旧中央漁業信用基金並びに農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律（平成十一年法律第六十九号）附則第三条第四項の規定により解散した旧農業共済基金を含む。）、野菜供給安定基金、生物系特定産業技術研究推進機構（生物系特定産業技術研究推進機構法（昭和六十一年法律第八十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧農業機械化研究所を含む。）、海洋水産資源開発センター、情報処理振興事業協会、通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律（平成十一年法律第二百一十一号。以下この号において「整理合理化法」という。）第一条の規定による改正前の消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）により設立された製品安全協会（整理合理化法附則第十条に規定する時までの間におけるものに限る。）、基盤技

る特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第十四条の産業基盤信用基金を含む。）、厚生年金基金連合会、国民年金基金連合会、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構（医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第三十二号）による改正前の医薬品副作用被害救済基金法（昭和五十四年法律第五十五号）第一条の医薬品副作用被害救済基金及び薬事法及び医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部を改正する法律（平成五年法律第二十七号）による改正前の医薬品副作用被害救済・研究振興基金法第一条の医薬品副作用被害救済・研究振興基金を含む。）、農林漁業信用基金（農林漁業信用基金法（昭和六十二年法律第七十九号）附則第三条第一項の規定により解散した旧林業信用基金及び同法附則第七条第三項の規定により解散した旧中央漁業信用基金並びに農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律（平成十一年法律第六十九号）附則第三条第四項の規定により解散した旧農業共済基金を含む。）、野菜供給安定基金、生物系特定産業技術研究推進機構（生物系特定産業技術研究推進機構法（昭和六十一年法律第八十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧農業機械化研究所を含む。）、海洋水産資源開発センター、情報処理振興事業協会、通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律（平成十一年法律第二百一十一号。以下この号において「整理合理化法」という。）第一条の規定による改正前の消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）により設立された製品安全協会（整理合理化法附則第十条に規定する時までの間におけるものに限る。）、基盤技

術研究促進センター、原子力発電環境整備機構、軽自動車検査協会、独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第八十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧自動車事故対策センター、日本小型船舶検査機構、空港周辺整備機構（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十七号）附則第四条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構を含む。）、海上災害防止センター、通信・放送機構（通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律（平成四年法律第三十四号）による改正前の通信・放送衛星機構法（昭和五十四年法律第四十六号）第一条の通信・放送衛星機構を含む。）、郵便貯金振興会、中央労働災害防止協会、日本障害者雇用促進協会（身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第四十一号）による改正前の身体障害者雇用促進法（昭和三十五年法律第二百二十三号）第四十条の身体障害者雇用促進協会を含む。）、中央職業能力開発協会、地方公務員災害補償基金及び危険物保安技術協会

2 法第二百二十四条の二第一項に規定する特定公庫等（以下「特定公庫等」という。）に該当する同項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一（四）（略）

五 総合研究開発機構、預金保険機構、銀行等保有株式取得機構、地方公務員災害補償基金、通信・放送機構、平和祈念事業特別基金、産業基盤整備基金、海洋科学技術センタ

術研究促進センター、原子力発電環境整備機構、軽自動車検査協会、自動車事故対策センター、日本小型船舶検査機構、空港周辺整備機構（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十七号）附則第四条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構を含む。）、海上災害防止センター、通信・放送機構（通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律（平成四年法律第三十四号）による改正前の通信・放送衛星機構法（昭和五十四年法律第四十六号）第一条の通信・放送衛星機構を含む。）、郵便貯金振興会、中央労働災害防止協会、日本障害者雇用促進協会（身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第四十一号）による改正前の身体障害者雇用促進法（昭和三十五年法律第二百二十三号）第四十条の身体障害者雇用促進協会を含む。）、中央職業能力開発協会、地方公務員災害補償基金及び危険物保安技術協会

2 法第二百二十四条の二第一項に規定する特定公庫等（以下「特定公庫等」という。）に該当する同項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一（四）（略）

五 総合研究開発機構、預金保険機構、銀行等保有株式取得機構、地方公務員災害補償基金、通信・放送機構、平和祈念事業特別基金、産業基盤整備基金、海洋科学技術センタ

Ⅰ、日本障害者雇用促進協会、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、野菜供給安定基金、農水産業協同組合貯金保険機構、生物系特定産業技術研究推進機構、農林漁業信用基金、海洋水産資源開発センター、情報処理振興事業協会、独立行政法人自動車事故対策機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧自動車事故対策センター、空港周辺整備機構及び海上災害防止センター

Ⅰ、日本障害者雇用促進協会、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、野菜供給安定基金、農水産業協同組合貯金保険機構、生物系特定産業技術研究推進機構、農林漁業信用基金、海洋水産資源開発センター、情報処理振興事業協会、自動車事故対策センター、空港周辺整備機構及び海上災害防止センター

改 正 案

現

行

（法第十四条第四項の政令で定める法人等）

第十条の二 法第十四条第四項の政令で定める法人は、別表第

二のとおりとする。

2 (略)

別表第二（第十条の二関係）

（法第十四条第四項の政令で定める法人等）

第十条の二 法第十四条第四項の政令で定める法人は、別表第

二のとおりとする。

2 (略)

別表第二（第十条の二関係）

一 (略)

二 自動車検査独立行政法人、独立行政法人海員学校、独立行政法人海技大学校、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権総合情報館、独立行政法人航空宇宙技術研究所、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立オリエント記念青少年総合センター、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政

一 (略)

二 自動車検査独立行政法人、独立行政法人海員学校、独立行政法人海技大学校、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権総合情報館、独立行政法人航空宇宙技術研究所、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立オリエント記念青少年総合センター、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政

法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人さけ・ます資源管理センター、独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人消防研究所、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究所センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人通信総合研究所、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業技術研究機構、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所及び独立行政法人林木育種センター

三了九（略）

法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人さけ・ます資源管理センター、独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人消防研究所、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究所センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人通信総合研究所、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業技術研究機構、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所及び独立行政法人林木育種センター

三了九（略）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 法附則第三条の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 自動車検査独立行政法人、独立行政法人海員学校、独立行政法人海技大学校、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権総合情報館、独立行政法人航空宇宙技術研究所、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立オリオンピク記念青少年総合センター、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人さけ・ます資源管理センター、独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所、独</p>	<p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 法附則第三条の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 自動車検査独立行政法人、独立行政法人海員学校、独立行政法人海技大学校、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権総合情報館、独立行政法人航空宇宙技術研究所、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立オリオンピク記念青少年総合センター、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人さけ・ます資源管理センター、独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所、独</p>

立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人消防研究所、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人通信総合研究所、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業技術研究機構、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人肥料検査所、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所及び独立行政法人林木育種センター

3
三丁九（略）

立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人消防研究所、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人通信総合研究所、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業技術研究機構、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人肥料検査所、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所及び独立行政法人林木育種センター

3
三丁九（略）

改正案	現行
<p>第四十三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第四百二十二条第二項の表第四百十条第一項の下欄に掲げる政令で定める法人は、法第四百十条第一項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 総合研究開発機構、預金保険機構、銀行等保有株式取得機構、地方公務員災害補償基金、通信・放送機構、平和祈念事業特別基金、産業基盤整備基金、海洋科学技術センター、日本障害者雇用促進協会、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、野菜供給安定基金、農水産業協同組合貯金保険機構、生物系特定産業技術研究推進機構、農林漁業信用基金、海洋水産資源開発センター、情報処理振興事業協会、<u>独立行政法人自動車事故対策機構</u>（独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第八十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧自動車事故対策センターを含む。）、<u>空港周辺整備機構及び海上災害防止センター</u></p> <p>5・6（略）</p>	<p>第四十三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第四百二十二条第二項の表第四百十条第一項の下欄に掲げる政令で定める法人は、法第四百十条第一項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 総合研究開発機構、預金保険機構、銀行等保有株式取得機構、地方公務員災害補償基金、通信・放送機構、平和祈念事業特別基金、産業基盤整備基金、海洋科学技術センター、日本障害者雇用促進協会、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、野菜供給安定基金、農水産業協同組合貯金保険機構、生物系特定産業技術研究推進機構、農林漁業信用基金、海洋水産資源開発センター、情報処理振興事業協会、<u>自動車事故対策センター</u>、<u>空港周辺整備機構及び海上災害防止センター</u></p> <p>5・6（略）</p>

国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令（昭和三十七年政令第三百九十三号）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の政令で定める公法人は、奄美群島振興開発基金、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、宇宙開発事業団、沖縄振興開発金融公庫、海上災害防止センター、科学技術振興事業団、核燃料サイクル開発機構、環境事業団、危険物保安技術協会、金属鉱業事業団、勤労者退職金共済機構、空港周辺整備機構、軽自動車検査協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、高圧ガス保安協会、広域臨海環境整備センター、公営企業金融公庫、公害健康被害補償予防協会、厚生年金基金、厚生年金基金連合会、港務局、小型船舶検査機構、国際協力銀行、国際協力事業団、国際交流基金、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民生活金融公庫、国民生活センター、国民年金基金、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、雇用・能力開発機構、産業基盤整備基金、自動車安全運転センター、社会福祉・医療事業団、社会保険診療報酬支払基金、住宅金融公庫、首都高速道路公団、消防団員等公務災害補償等共済基金、新工ネルギー・産業技術総合開発機構、心身障害者福祉協会、新東京国際空港公団、水害予防組合、水害予防組合連合、生物系特定産業技術研究推進機構、石炭鉱業年金基金、石油公団、全国市町村職員共済組合連合会、地域振興整備公団、地方議会議員共済会、地方競馬全国協会、地</p>	<p>国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の政令で定める公法人は、奄美群島振興開発基金、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、宇宙開発事業団、沖縄振興開発金融公庫、海上災害防止センター、科学技術振興事業団、核燃料サイクル開発機構、環境事業団、危険物保安技術協会、金属鉱業事業団、勤労者退職金共済機構、空港周辺整備機構、軽自動車検査協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、高圧ガス保安協会、広域臨海環境整備センター、公営企業金融公庫、公害健康被害補償予防協会、厚生年金基金、厚生年金基金連合会、港務局、小型船舶検査機構、国際協力銀行、国際協力事業団、国際交流基金、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民生活金融公庫、国民生活センター、国民年金基金、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、雇用・能力開発機構、産業基盤整備基金、自動車安全運転センター、自動車事故対策センター、社会福祉・医療事業団、社会保険診療報酬支払基金、住宅金融公庫、首都高速道路公団、消防団員等公務災害補償等共済基金、新工ネルギー・産業技術総合開発機構、心身障害者福祉協会、新東京国際空港公団、水害予防組合、水害予防組合連合、生物系特定産業技術研究推進機構、石炭鉱業年金基金、石油公団、全国市町村職員共済組合連合会、地域振興整備公団、地方議会議員共済</p>

方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方道路公社、中小企業金融公庫、中小企業総合事業団、通関情報処理センター、通信・放送機構、帝都高速度交通営団、都市基盤整備公団、土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、日本育英会、日本学術振興会、日本芸術文化振興会、日本原子力研究所、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本障害者雇用促進協会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日本赤十字社、日本体育・学校健康センター、日本中央競馬会、日本電気計器検定所、日本道路公団、日本貿易振興会、日本郵政公社、日本労働研究機構、年金資金運用基金、農業共済組合、農業共済組合連合会、農業者年金基金、農畜産業振興事業団、農林漁業金融公庫、農林漁業信用基金、阪神高速道路公団、平和祈念事業特別基金、放送大学学園、北方領土問題対策協会、本州四国連絡橋公団、水資源開発公団、緑資源公団、理化学研究所及び労働福祉事業団とする。

会、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方道路公社、中小企業金融公庫、中小企業総合事業団、通関情報処理センター、通信・放送機構、帝都高速度交通営団、都市基盤整備公団、土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、日本育英会、日本学術振興会、日本芸術文化振興会、日本原子力研究所、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本障害者雇用促進協会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日本赤十字社、日本体育・学校健康センター、日本中央競馬会、日本電気計器検定所、日本道路公団、日本貿易振興会、日本郵政公社、日本労働研究機構、年金資金運用基金、農業共済組合、農業共済組合連合会、農業者年金基金、農畜産業振興事業団、農林漁業金融公庫、農林漁業信用基金、阪神高速道路公団、平和祈念事業特別基金、放送大学学園、北方領土問題対策協会、本州四国連絡橋公団、水資源開発公団、緑資源公団、理化学研究所及び労働福祉事業団とする。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現

行

（法第二条第二号ホの政令で定める法人）

（法第二条第二号ホの政令で定める法人）

第一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号ホの政令で定める法人は、奄美群島振興開発基金、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、宇宙開発事業団、沖縄振興開発金融公庫、海上災害防止センター、海洋科学技術センター、海洋水産資源開発センター、科学技術振興事業団、核燃料サイクル開発機構、環境事業団、関西国際空港株式会社、危険物保安技術協会、行政書士会、銀行等保有株式取得機構、金属鉱業事業団、勤労者退職金共済機構、空港周辺整備機構、警察共済組合、軽自動車検査協会、高圧ガス保安協会、公営企業金融公庫、公害健康被害補償予防協会、厚生年金基金連合会、港務局、公立学校共済組合、小型船舶検査機構、国際協力銀行、国際協力事業団、国際交流基金、国民生活金融公庫、国民生活センター、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、雇用・能力開発機構、産業基盤整備基金、市議会議員共済会、市町村職員共済組合、指定都市職員共済組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会福祉・医療事業団、社会保険診療報酬支払基金、社会保険労務士会、住宅金融公庫、首都高速道路公団、証券業協会、商工組合中央金庫、商品先物取引協会、情報処理振興事業協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、新工エネルギー・産業技

第一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号ホの政令で定める法人は、奄美群島振興開発基金、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、宇宙開発事業団、沖縄振興開発金融公庫、海上災害防止センター、海洋科学技術センター、海洋水産資源開発センター、科学技術振興事業団、核燃料サイクル開発機構、環境事業団、関西国際空港株式会社、危険物保安技術協会、行政書士会、銀行等保有株式取得機構、金属鉱業事業団、勤労者退職金共済機構、空港周辺整備機構、警察共済組合、軽自動車検査協会、高圧ガス保安協会、公営企業金融公庫、公害健康被害補償予防協会、厚生年金基金連合会、港務局、公立学校共済組合、小型船舶検査機構、国際協力銀行、国際協力事業団、国際交流基金、国民生活金融公庫、国民生活センター、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、雇用・能力開発機構、産業基盤整備基金、市議会議員共済会、市町村職員共済組合、指定都市職員共済組合、自動車安全運転センター、自動車事故対策センター、司法書士会、社会福祉・医療事業団、社会保険診療報酬支払基金、社会保険労務士会、住宅金融公庫、首都高速道路公団、証券業協会、商工組合中央金庫、商品先物取引協会、情報処理振興事業協会、消防団員等公務災害補償等共済基

術総合開発機構、心身障害者福祉協会、新東京国際空港公団、水害予防組合、水害予防組合連合、生物系特定産業技術研究推進機構、税理士会、石炭鉱業年金基金、石油公団、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、総合研究開発機構、地域振興整備公団、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方職員共済組合、地方道路公社、中小企業金融公庫、中小企業総合事業団、町村議会議員共済会、通関情報処理センター、通信・放送機構、帝都高速度交通営団、都市基盤整備公団、都市職員共済組合、都職員共済組合、土地家屋調査士会、都道府県議会議員共済会、日本育英会、日本学術振興会、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本勤労者住宅協会、日本芸術文化振興会、日本下水道事業団、日本原子力研究所、日本公認会計士協会、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本司法書士会連合会、日本障害者雇用促進協会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日本税理士会連合会、日本船舶振興会、日本体育・学校健康センター、日本たばこ産業株式会社、日本たばこ産業共済組合、日本中央競馬会、日本鉄道共済組合、日本電気計器検定所、日本道路公団、日本土地家屋調査士会連合会、日本万国博覧会記念協会、日本弁理士会、日本貿易振興会、日本放送協会、日本郵政公社、日本労働研究機構、年金資金運用基金、農業者年金基金、農水産業協同組合貯金保険機構、農畜産業振興事業団、農林漁業金融公庫、農林漁業信用基金、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路公団、平和祈念事業特別基金、放送大学学園、北方領土問題対策協会、本州四国連絡橋公団、水資源開発公団、緑資

金、新工ネルギー・産業技術総合開発機構、心身障害者福祉協会、新東京国際空港公団、水害予防組合、水害予防組合連合、生物系特定産業技術研究推進機構、税理士会、石炭鉱業年金基金、石油公団、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、総合研究開発機構、地域振興整備公団、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方職員共済組合、地方道路公社、中小企業金融公庫、中小企業総合事業団、町村議会議員共済会、通関情報処理センター、通信・放送機構、帝都高速度交通営団、都市基盤整備公団、都市職員共済組合、都職員共済組合、土地家屋調査士会、都道府県議会議員共済会、日本育英会、日本学術振興会、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本勤労者住宅協会、日本芸術文化振興会、日本下水道事業団、日本原子力研究所、日本公認会計士協会、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本司法書士会連合会、日本障害者雇用促進協会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日本税理士会連合会、日本船舶振興会、日本体育・学校健康センター、日本たばこ産業株式会社、日本たばこ産業共済組合、日本中央競馬会、日本鉄道共済組合、日本電気計器検定所、日本道路公団、日本土地家屋調査士会連合会、日本万国博覧会記念協会、日本弁理士会、日本貿易振興会、日本放送協会、日本郵政公社、日本労働研究機構、年金資金運用基金、農業者年金基金、農水産業協同組合貯金保険機構、農畜産業振興事業団、農林漁業金融公庫、農林漁業信用基金、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路公団、平和祈念事業特別基金、放送大学学園、北方領土問題対策協会、本州四国連絡橋公

源公団、野菜供給安定基金、預金保険機構、理化学研究所及び労働福祉事業団とする。

団、水資源開発公団、緑資源公団、野菜供給安定基金、預金保険機構、理化学研究所及び労働福祉事業団とする。

改 正 案	現 行
-------	-----

<p>（適用範囲）</p> <p>第一条 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三十号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）及び別表の名称の欄に掲げる法人（以下「独立行政法人等」という。）の登記については、他の法令に別段の定めがある場合を除くほか、この政令の定めるところによる。</p> <p>（登記事項）</p> <p>第二条 独立行政法人等が登記しなければならない事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 名称</p> <p>二 事務所</p> <p>三 代表権を有する者の氏名、住所及び資格</p> <p>四 独立行政法人にあつては、資本金</p> <p>五 独立行政法人産業技術総合研究所及び独立行政法人農業技術研究機構にあつては、代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め</p> <p>六 別表の名称の欄に掲げる法人にあつては、同表の登記事項の欄に掲げる事項</p> <p>（代理人の登記）</p> <p>第十条 別表の名称の欄に掲げる法人のうち、同表の根拠法の</p>	<p>（適用範囲）</p> <p>第一条 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三十号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）及び別表の名称の欄に掲げる法人（以下「独立行政法人等」という。）の登記については、他の法令に別段の定めがある場合を除くほか、この政令の定めるところによる。</p> <p>（登記事項）</p> <p>第二条 独立行政法人等が登記しなければならない事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 名称</p> <p>二 事務所</p> <p>三 代表権を有する者の氏名、住所及び資格</p> <p>四 独立行政法人にあつては、資本金</p> <p>五 独立行政法人産業技術総合研究所及び独立行政法人農業技術研究機構にあつては、代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め</p> <p>六 別表の名称の欄に掲げる法人にあつては、同表の登記事項の欄に掲げる事項</p> <p>（代理人の登記）</p> <p>第十条 別表の名称の欄に掲げる法人のうち、同表の根拠法の</p>
--	--

欄に掲げる法律中に、主たる事務所又は従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる旨の規定があるものは、その代理人を選任したときは、二週間以内に、これを置いた事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所並びに代理人を置いた事務所を登記しなければならない。

2 独立行政法人は、独立行政法人通則法第二十五条の代理人を選任したときは、二週間以内に、これを置いた事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所、代理人を置いた事務所並びに代理権の範囲を登記しなければならない。別表の名称の欄に掲げる法人のうち、同表の根拠法の欄に掲げる法律中に、業務の一部に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる旨の規定があるものが、その代理人を選任したときも、同様とする。

3 (略)

別表 (第一条、第二条、第十条関係)

名称	(略)	根拠法	(略)	登記	(略)
自動車安全運転センター	自動車安全運転センター法 (昭和五十年法律第五十七号)	自動車安全運転センター法 (昭和五十年法律第五十七号)	自動車安全運転センター法 (昭和五十年法律第五十七号)	自動車安全運転センター法 (昭和五十年法律第五十七号)	自動車安全運転センター法 (昭和五十年法律第五十七号)
社会福祉・医	社会福祉・医療事業団法	社会福祉・医療事業団法	社会福祉・医療事業団法	社会福祉・医療事業団法	社会福祉・医療事業団法
				資本金	資本金

欄に掲げる法律中に、主たる事務所又は従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる旨の規定があるものは、その代理人を選任したときは、二週間以内に、これを置いた事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所並びに代理人を置いた事務所を登記しなければならない。

2 独立行政法人は、独立行政法人通則法第二十五条の代理人を選任したときは、二週間以内に、これを置いた事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所、代理人を置いた事務所並びに代理権の範囲を登記しなければならない。別表の名称の欄に掲げる法人のうち、同表の根拠法の欄に掲げる法律中に、業務の一部に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる旨の規定があるものが、その代理人を選任したときも、同様とする。

3 (略)

別表 (第一条、第二条、第十条関係)

名称	(略)	根拠法	(略)	登記	(略)
自動車安全運転センター	自動車安全運転センター法 (昭和五十年法律第五十七号)	自動車安全運転センター法 (昭和五十年法律第五十七号)	自動車安全運転センター法 (昭和五十年法律第五十七号)	自動車安全運転センター法 (昭和五十年法律第五十七号)	自動車安全運転センター法 (昭和五十年法律第五十七号)
自動車事故対	自動車事故対策センター法	自動車事故対策センター法	自動車事故対策センター法	自動車事故対策センター法	自動車事故対策センター法
				資本金	資本金

(略)	療事業団
(略)	昭和五十九年法律第七十五号)
(略)	

(略)	社会福祉・医療事業団	策センター
(略)	社会福祉・医療事業団法(昭和五十九年法律第七十五号)	(昭和四十八年法律第六十五号)
(略)	資本金	

改正案	現行
<p>行政相談委員法第二条第一項第一号に規定する政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 自動車検査独立行政法人、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び独立行政法人自動車事故対策機構</p> <p>二 日本郵政公社</p> <p>三 国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫</p> <p>四 都市基盤整備公団、日本道路公団、首都高速道路公団、水資源開発公団、阪神高速道路公団、新東京国際空港公団、本州四国連絡橋公団及び地域振興整備公団</p> <p>五 日本たばこ産業株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社</p> <p>六 日本下水道事業団</p>	<p>行政相談委員法第二条第一項第一号に規定する政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 自動車検査独立行政法人及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構</p> <p>二 日本郵政公社</p> <p>三 国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫</p> <p>四 都市基盤整備公団、日本道路公団、首都高速道路公団、水資源開発公団、阪神高速道路公団、新東京国際空港公団、本州四国連絡橋公団及び地域振興整備公団</p> <p>五 日本たばこ産業株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社</p> <p>六 日本下水道事業団及び自動車事故対策センター</p>

改正案	現行
<p>（特殊法人等の範囲）</p> <p>第一条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 空港周辺整備機構、通信・放送機構、日本下水道事業団、日本障害者雇用促進協会及び日本万国博覧会記念協会</p> <p>三 独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館、<u>独立行政法人自動車事故対策機構及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構</u></p>	<p>（特殊法人等の範囲）</p> <p>第一条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 空港周辺整備機構、<u>自動車事故対策センター</u>、通信・放送機構、日本下水道事業団、日本障害者雇用促進協会及び日本万国博覧会記念協会</p> <p>三 独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構</p>

改正案	現行
<p>（保障課の所掌事務）</p> <p>第三百二十四条 保障課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 独立行政法人自動車事故対策機構の行う業務に関すること。</p> <p>六 <u>独立行政法人評価委員会自動車事故対策機構分科会の庶務に関すること。</u></p> <p>附則</p> <p>（自動車交通局の所掌事務の特例）</p> <p>第五条の二 自動車交通局は、第十二条第一項各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 自動車損害賠償保障法附則第四項の規定による自動車事故対策計画の作成及び変更並びに同法附則第五項の規定による<u>交付並びに出資及び貸付け並びに補助に関すること。</u></p> <p>附則</p> <p>（自動車交通局保障課の所掌事務の特例）</p> <p>第二十四条の二 自動車交通局保障課は、第三百二十四条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（略）</p>	<p>（保障課の所掌事務）</p> <p>第三百二十四条 保障課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 自動車事故対策センターの行う業務に関すること。</p> <p>附則</p> <p>（自動車交通局の所掌事務の特例）</p> <p>第五条の二 自動車交通局は、第十二条第一項各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 自動車損害賠償保障法附則第四項の規定による自動車事故対策計画の作成及び変更並びに同法附則第五項の規定による出資及び貸付け並びに補助に関すること。</p> <p>附則</p> <p>（自動車交通局保障課の所掌事務の特例）</p> <p>第二十四条の二 自動車交通局保障課は、第三百二十四条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（略）</p>

二 自動車損害賠償保障法附則第四項の規定による自動車事故対策計画の作成及び変更並びに同法附則第五項の規定による交付並びに出資及び貸付け並びに補助に関すること。

二 自動車損害賠償保障法附則第四項の規定による自動車事故対策計画の作成及び変更並びに同法附則第五項の規定による出資及び貸付け並びに補助に関すること。

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
-------------	--------

（分科会）
 第五条 委員会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、独立行政法人通則法第十二条第二項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる独立行政法人に係るものを処理することとする。

（分科会）
 第五条 委員会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、独立行政法人通則法第十二条第二項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる独立行政法人に係るものを処理することとする。

名 称	独立行政法人
（略）	（略）
国際観光振興機構分科会	独立行政法人国際観光振興機構
自動車事故対策機構分科会	独立行政法人自動車事故対策機構

名 称	独立行政法人
（略）	（略）
国際観光振興機構分科会	独立行政法人国際観光振興機構

2～6 （略）

（庶務）

第九条 委員会の庶務は、国土交通省政策統括官において総括

（庶務）

第九条 委員会の庶務は、国土交通省政策統括官において総括

し、及び処理する。ただし、次の表の上欄に掲げる分科会の庶務については、それぞれ同表の下欄に定めるところによる。

分科会	(略)	国際観光振興機構分科会	(略)	総合政策局観光部国際観光推進課において処理する。
自動車事故対策機構分科会	自動車交通局保障課において処理する。			

し、及び処理する。ただし、次の表の上欄に掲げる分科会の庶務については、それぞれ同表の下欄に定めるところによる。

分科会	(略)	国際観光振興機構分科会	(略)	総合政策局観光部国際観光推進課において処理する。
-----	-----	-------------	-----	--------------------------